

鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年3月10日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合条例第1号



鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例

鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例（平成元年鳥取県西部広域行政管理組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	前
	改	後	前
(定義)			
第2条	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(4)	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
(5)	旧処分場 最終処分場のうち、 <u>埋立</u> てが完了したもので、閉鎖するまでのものをいう。	旧処分場 最終処分場のうち、埋立てが完了したもので、閉鎖するまでのものをいう。	旧処分場 最終処分場のうち、 <u>埋立</u> が完了したもので、閉鎖するまでのものをいう。
(6)	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
(7)	基準財政需要額 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第17条の規定の適用を受ける市町村については、同条）の規定により当該年度に算定された基準財政需要額のうち、消防費に係るものをいう。	基準財政需要額 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第17条の規定の適用を受ける市町村については、同条）の規定により当該年度に算定された基準財政需要額のうち、消防費に係るものをいう。	基準財政需要額 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第11条の規定の適用を受ける関係市町村においては、同条）の規定により、 <u>当該年度</u> に算定された基準財政需要額のうち、消防費に係るものをいう。
(8)～(14)	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
	(分賦金の負担割合)	(分賦金の負担割合)	(分賦金の負担割合)
第3条	分賦金は、 <u>年度ごと</u> に別表第4の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担割合により、当該区分の事務に係る市町村が負担するものとする。	分賦金は、 <u>年度ごと</u> に別表第4の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担割合により、当該区分の事務に係る市町村が負担するものとする。	分賦金は、 <u>各年度ごと</u> に別表第4の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担割合により、当該区分の事務に係る市町村が負担するものとする。
	(負担の特例)	(負担の特例)	(負担の特例)
第4条	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
2	前条の規定により算定される分賦金のうち、平成16年度以前に <u>借入れ</u> を行った起債の償還に要する経費及び最終処分場の建設に要した経費に係るもの（以下「償還金等」という。）の算定については、第2条第1号中「関係する市町村」とあるのは「平成16年4月	前条の規定により算定される分賦金のうち、平成16年度以前に <u>借入れ</u> を行った起債の償還に要する経費及び最終処分場の建設に要した経費に係るもの（以下「償還金等」という。）の算定については、第2条第1号中「関係する市町村」とあるのは「平成16年4月	前条の規定により算定される分賦金のうち、平成16年度以前に <u>借入れ</u> を行った起債の償還に要する経費及び最終処分場の建設に要した経費に係るもの（以下「償還金等」という。）の算定については、第2条第1号中「関係する市町村」とあるのは「平成16年4月

1日現在において関係する市町村」と読み替えるものとし、平成16年4月1日以降の合併により一つとなつた市町村は、当該償還金等の負担が終わるまでの間、当該合併に係る市町村の償還金等を負担するものとする。

3 別表第4の左欄に掲げる経費のうち、大規模投資的事業等の実施に係る経費（以下「事業実施経費」という。）を市町村別の起債により負担しようとする市町村（以下「個別起債市町村」という。）がある場合には、個別起債市町村は、当該事業実施経費に対して前条により算定された金額を負担するものとし、個別起債市町村以外市町村（以下「組合起債市町村」という。）は、同条の規定にかかわらず、当該事業実施経費から個別起債市町村の負担する金額を除いた金額を、同条により算定された金額の割合から個別起債市町村の負担割合を除いた割合に対するそれぞれの組合起債市町村の負担割合により負担するものとする。

（納期）

第5条 分賦金の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 4月15日から同月30日まで
- 第2期 6月1日から同月20日まで
- 第3期 8月1日から同月20日まで
- 第4期 10月1日から同月20日まで
- 第5期 12月1日から同月20日まで
- 第6期 翌年3月1日から同月25日まで

2 [省略]

備考 表中の「」の記載は、注記である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

1日現在において関係する市町村」と読み替えるものとし、同日以降の関係市町村間の合併により一つとなつた市町村は、当該償還金等の負担が終わるまでの間、当該合併に係る関係市町村の償還金等を負担するものとする。

3 別表第4の左欄に掲げる経費のうち、大規模投資的事業等の実施に係る経費（以下「事業実施経費」という。）を市町村別の起債により負担しようとする市町村（以下「個別起債市町村」という。）がある場合には、個別起債市町村は当該事業実施経費に対して前条により算定された金額を負担するものとし、個別起債市町村以外市町村（以下「組合起債市町村」という。）は、前条の規定にかかわらず、当該事業実施経費から個別起債市町村の負担する金額を除いた金額を、前条により算定された金額の割合から個別起債市町村の負担割合を除いた割合に対するそれぞれの組合起債市町村の負担割合により負担するものとする。

（納期）

第5条 分賦金の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 5月1日から5月31日まで
- 第2期 8月1日から8月31日まで
- 第3期 11月1日から11月30日まで
- 第4期 3月1日から3月25日まで

2 [省略]